

# 新型コロナウイルス感染症の影響により 収入が減少した方の介護保険料の減免について

相模原市の介護保険の第1号被保険者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、下記の減免事由に該当した方は、申請による介護保険料の減免制度があります。

**該当すると思われる方は、介護保険課（保険料班）までお問合せください**

## 【減免事由】

第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方が、次の①または②の事由に該当した場合、保険料を減免の対象になります。

### ① 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方が、新型コロナウイルス感染症に感染したことにより死亡し、又は重篤な傷病を負った場合

◎ 重篤な傷病を負った…新型コロナウイルス感染症の症状が重く、1ヶ月以上の治療を有する場合

### ② 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方の事業収入、給与収入、不動産収入もしくは山林収入（事業収入等）のいずれかの収入が、新型コロナウイルス感染症の影響により減少し、次のAおよびBの要件に当てはまった場合

A 今年（令和3年）の事業収入等の額が、令和2年の収入額と比較して10分の3以上減少していること 次のアまたはイのいずれかに該当した場合

ア 令和3年1月から申請する日の前月までの間で、任意の連続する3か月間の収入合計額に4を乗じて（×）推計した令和3年の年間収入見込額と、令和2年の年間収入額を比較して10分の3以上減少している場合

イ 令和3年1月から申請する日の前月までの収入合計額を、その月数で除した（÷）額に12を乗じて（×）推計した令和3年の年間収入見込額と、令和2年の年間収入額を比較して10分の3以上減少していること

B 減少する事業収入等に係る所得以外の前年所得の合計額が、400万円以下であること

◎ 世帯の生計を主として維持する方…住民票上の世帯で前年の「所得」が一番多い方。

※介護保険第1号被保険者本人またはご家族の中で

## 【減免の対象期間】

### ① **令和3年度分の保険料**

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料

### ② **令和2年度末に65歳になられた方、転入された方の令和2年度分の保険料**

令和3年4月1日から令和3年5月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されている保険料

## 【減免額の計算方法】

減免対象保険料額に、減免の割合を掛けて減免額を算出します。

減免の事由	対象保険料額	減免の割合		
①コロナによる <b>死亡または重篤な傷病</b>	<b>全 額</b>	<b>10割</b>		
②コロナにより、 ・事業収入、 ・給与収入、 ・不動産収入、 ・山林収入 のいずれかの収入の <b>令和3 年中の減少額が、令和2 年の収入と比較して10 分の3以上</b> であること *ただし、 <u>減少する収入に係 る所得以外の前年所得が、 400万円以下</u> であること	<b>対象保険料額</b> = 保険料額 × (減少が見込まれる事業収入等の 前年(令和2年)所得金額 ÷ 前年(令和2年)合計所得金額)  <b>注意</b> 減少が見込まれる事業収入 等の前年(令和2年)所得金額が、 0円もしくはマイナスの場合、 減免はありません。	事業等の廃業や失業 ※前年の合計所得金額 にかかわらず	<b>10割</b>	
		前年の 合計所 得金額	210万円 以下 ※令和2年度分は 200万円以下	<b>10割</b>
			210万円 超 ※令和2年度分は 200万円超	<b>8割</b>

(例) 対象保険料額 = 保険料額 **108,000円** (第8段階)

× (減少が見込まれる事業収入等の前年所得金額 180万円) ÷ (前年合計所得金額 240万円) = 81,000円  
減免の割合は、前年の合計所得金額が 210万円超なので、81,000円×0.8(8割) = **64,800円**

## 【減免申請の手続き】該当すると思われる方は、**介護保険課(保険料班)までお問合せください**

介護保険料減免申請書、収入申告書(世帯の生計を主として維持する方の分のみ)に必要事項をご記入のうえ、添付書類とともにご郵送ください。

(添付書類) ※コピー可

減免事由①の場合	死亡診断書、医師の診断書、入院勧告書 など
減免事由②の場合	ア 事業収入等の減少の理由が新型コロナウイルス感染症の影響とわかるもの 退職証明書、解雇通知書、離職票、雇用保険受給資格者証、廃業届、休業届 など
	イ 事業内容がわかるもの …登記簿謄本、営業許可証、開業届、名刺 など
	ウ 前年(令和2年1月～12月)の収入がわかるもの 確定申告書の控え、給与明細書、源泉徴収票 など
	エ 今年(令和3年)の1月から申請する月までの収入がわかるもの 給与明細書、収入と必要経費を確認できる帳簿、売上台帳 など

上記の新型コロナウイルス感染症の影響による減免に該当しない場合でも、介護保険料の徴収猶予・減免制度に該当する場合があります。同封のパンフレット「みんなで支える介護保険(7)保険料の徴収猶予・減免制度」をご覧ください、お電話にてご相談ください。

## 【問い合わせ先】 相模原市 介護保険課 保険料班

電話 042(769)8321

【郵送先】 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 介護保険課